

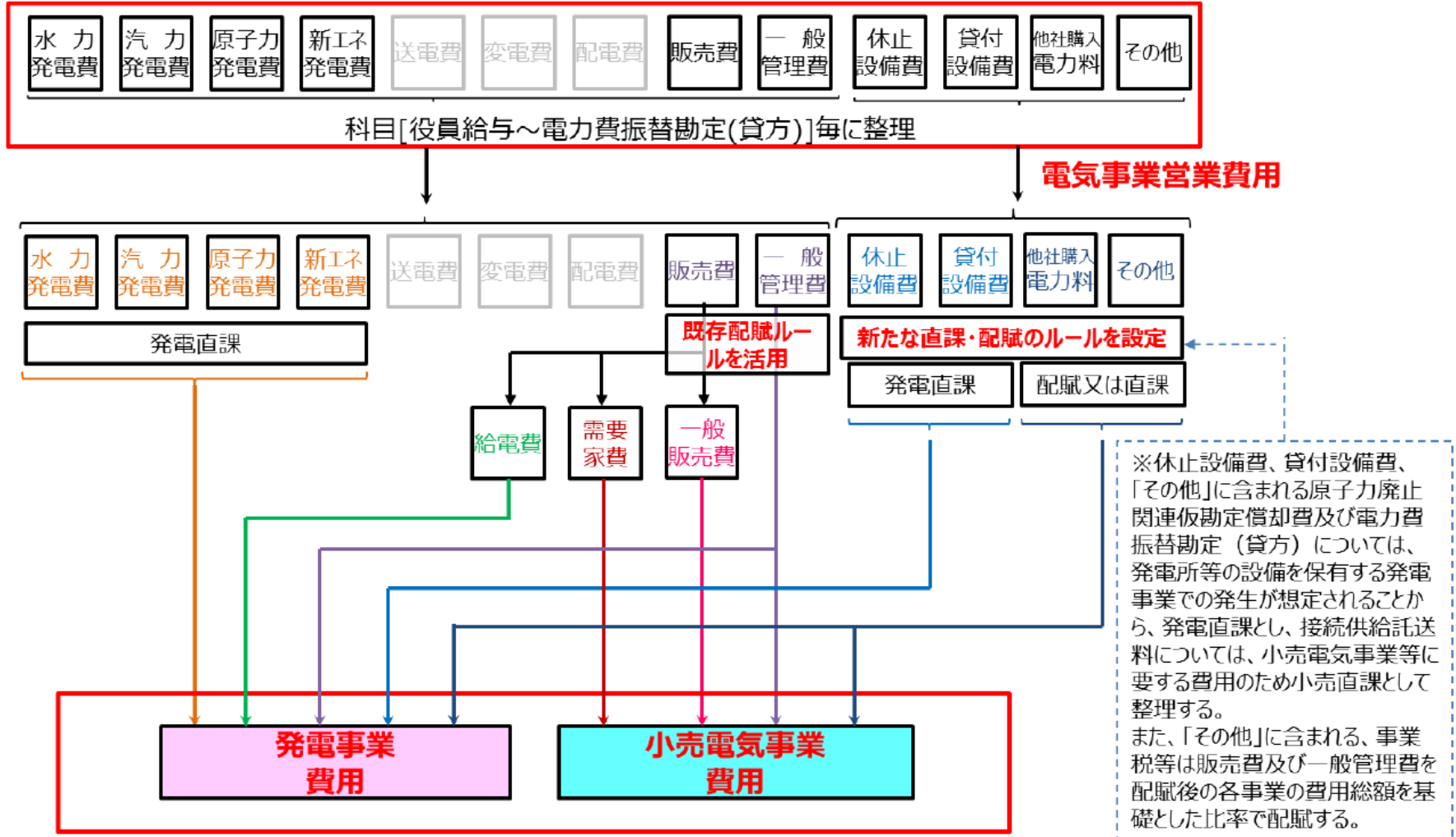
# 更なる競争環境の整備に向けた対応策 について

2022年1月31日

資源エネルギー庁

# 発電部門と小売部門における費用の透明化

- 容量市場の適切な運営、及び発電・小売事業者の間の協議円滑化の観点から、昨年12月、大規模な発電設備を保有する電気事業者を対象として、発電事業費用と小売電気事業費用を区分して整理する措置を講ずることを取りまとめ。



【新】発電事業・小売電気事業費用明細表

# 発電部門と小売部門における費用の透明化

- 本取組の趣旨に照らせば、可能な限り速やかに、必要な情報が対外的に公表されることが重要。
- このため、2022年度会計分から、以下の形で公表を実施予定。（容量確保金の記載は24年度から）

〇〇年度 発電・小売電気事業営業費用明細表の概要

〇〇電力株式会社

（単位：百万円）

	発電事業営業費用	小売電気事業営業費用	合 計
人件費			
燃料費			
修繕費			
減価償却費			
公租公課			
原子力バックエンド費用			
一般管理費			
その他費用			
合 計			

（参考情報）

自社発電電力量（百万kWh）	
容量確保金収益（百万円）	

※自社発電電力量は、そのうち、揚水動力に相当する量を除いたものを記載すること。

（注）

他社購入電力料の配賦を行った場合においては、配分額を算出する際に用いた各電力量（百万kWh）並びに発電事業及び小売電気事業への配賦額に対応する電力量（百万kWh）を脚注として記載すること。

また、他社購入電力料以外の費用について、電気事業会計規則別表第三に定める基準以外の方法により配賦等を行った場合においては、配賦等の方法を脚注として記載すること。

なお、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第3項の規定により届け出た基準により配賦を行った場合においては、配賦等の方法の記載に代えて、その旨を記載することができる。